

住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額について

平成26年4月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）で、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った場合、次の要件を満たしていれば、改修工事が完了した年の翌年度1回限り、120㎡相当分まで固定資産税の減額を受けることができます。減額の対象となるのは住居部分のみで、店舗、事務所部分等は減額の対象となりません。

減額措置対象の納税義務者は、改修工事完了後3ヶ月以内に必要書類を持参して、減額の申告手続きを行ってください

対象家屋

- ・平成26年4月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く。併用住宅は居住部分の床面積が2分の1以上、店舗及び事務所部分等は減額の対象外）

減額を受けるための主な要件

1. 次の省エネ改修工事（次に掲げる●を含む改修工事を行うこと）
 - 窓の断熱性を高める改修工事（複層ガラス化等）（必須工事）
 - ・床の断熱性を高める改修工事
 - ・天井の断熱性を高める改修工事
 - ・壁の断熱性を高める改修工事※すべて外気等と接するものの工事に限る
2. 改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること
3. 補助金等を除く自己負担額が60万円超であること（断熱改修に係る工事費が60万円超、又は断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの装置に係る工事費と合わせて60万円超）
※新築住宅の減額や耐震改修工事による減額と同時に適用はできません。バリアフリー改修工事による減額との同時適用は可。
4. 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

減税額

- 改修工事を行った住宅の固定資産税額の3分の1
（長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2）
※都市計画税は減額されません。※120㎡相当分まで

減額される期間

改修工事が完了した年の翌年度（1年度分）※適用は1回限り

申告に必要な書類（添付書類）

- 増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関による証明書）
- 改修工事の内容及び費用を確認できる書類（工事明細書・領収書等）
- 長期優良住宅認定通知書の写し（特定熱損失防止改修住宅に該当する場合）

根拠法令

地方税法附則第15条の9第9項～第12項、第15条の9の2第4項～第7項